市民税
県民税　特別徴収事務手続きの手引き

eLTAX による届出の増加に伴い、令和 6 年度以降は「異動届出書」等の用紙を送付しません。
届出書は桶川市ホームページからダウンロードのうえ、使用してください。

《掲載箇所》
インターネットで「桶川市　特別徴収」と検索し、
「市・県民税の給与からの特別徴収について」をクリックしてください。

市 HP　二次元コード

＜問合せ先＞

桶　川　市　役　所

税　務　課　　市　民　税　係

〒363-8501　埼玉県桶川市泉一丁目 3 番 28 号

TEL：048-786-3211（代表）　1871～1874（内線）

048-788-4915（直通）

〔目次〕

▽　市民税・県民税の特別徴収について　Ｐ２

▽　特別徴収の取扱いについて　Ｐ２

▽　納入書の取扱いについて　Ｐ３

▽　納期限を過ぎた場合の延滞金について　Ｐ４

▽　退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収の取扱いについて　Ｐ４

▽　退職所得の税額計算の方法について　Ｐ５

▽　退職者の給与支払報告書の提出義務について　Ｐ６

▽　ゆうちょ銀行・郵便局の指定について　Ｐ６

▽　eLTAX 又は光ディスク等による給与支払報告書の提出を行う場合の注意点について　Ｐ７

▽　小規模事業者の納期の特例について　Ｐ７

納入書取扱金融機関

埼玉りそな銀行
りそな銀行
武蔵野銀行
足利銀行
大光銀行
東和銀行
青木信用金庫
川口信用金庫
埼玉縣信用金庫
中央労働金庫
さいたま農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局

特別徴収義務者　様

埼玉県桶川市長

市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、日ごろから深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第４１条及び第３２１条の４第１項並びに桶川市税条例第４７条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者に指定いたします。

つきましては、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書を送付いたしますので、次の事柄にご留意のうえ、お取り計らいくださいますようお願いします。

▽　特別徴収の取扱いについて

１　退職又は転勤等による異動

納税義務者に異動があった場合は、翌月１０日までに「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

転勤により引き続き特別徴収を行う場合は、新しい特別徴収義務者を経由して提出してください。

２　事業所所在地等の変更

特別徴収義務者に変更（所在地、名称、電話等）があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

３　月割額の徴収

税額通知書に納税者別に記載されている月割額を徴収してください。

４　月割額の納入期限

各納税者から徴収した月割額の合計額を徴収した月の翌月１０日までに前記の金融機関で納入してください。ただし、翌月１０日が金融機関の休業日であるときは、その次の営業日までに納入してください。

５　特別徴収税額の変更

確定申告、修正申告等により税額の変更があったときは、「特別徴収税額変更通知書」を送付いたしますので、変更された月割額を徴収してください。

▽　納入書の取扱いについて

当初送付の納入書には、税額が記入されていますので、事業所で記入する必要はありません。
また、納期特例事業所（Ｐ７参照）については、納入月の１１月分と翌年５月分のみ税額が記入されています。

《税額が変更になった場合》

税額変更後の納入書の再発行は行っておりません。年度途中で税額が変更になった場合は、大変お手数ですが、納入金額(1)の欄の税額を横線で消し、納入金額(2)の欄に変更後の税額を記入してください。訂正方法については、以下をご覧ください。

【例】７月分から税額が変更（10,000 円→8,000 円）になった場合の訂正方法

特別徴収税額			98000	課税人員		非課税人員

		人数	納付額		人数	納付額
月割額	6月分	1	10000	12月分	1	8000
	7月分	1	8000	1月分	1	8000
	8月分	1	8000	2月分	1	8000
	9月分	1	8000	3月分	1	8000
	10月分	1	8000	4月分	1	8000
	11月分	1	8000	5月分	1	8000
（備考）						

ができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前期の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に桶川市を被告として（桶川市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前期の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

桶川市長

埼玉県桶川市　個人市民税 個人県民税　領収証書㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 2 3 1 3	00140－8－960133	桶川市会計管理者

指定番号　年　月分　納入金額(1) ~~10,0000~~ 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(2)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分（一括徴収分を含む）	8000
退職所得分	
延滞金	
合計額	8000

納期限

（特別徴収義務者）

埼玉県桶川市　個人市民税 個人県民税　納入書㊞（原符）

振替の請求に使用する欄　払出口座番号　払出請求人印　番

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 2 3 1 3	00140－8－960133	桶川市会計管理者

指定番号　年　月分　納入金額(1) ~~10,0000~~ 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(2)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分（一括徴収分を含む）	8000
退職所得分	
延滞金	
合計額	8000

納期限

※日計　口　円

※は ゆうちょ銀行において利用する欄です。

（特別徴収義務者）

埼玉県桶川市　個人市民税 個人県民税　納入済通知書㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 2 3 1 3	00140－8－960133	桶川市会計管理者

年　月分　指定番号　納入金額(1) ~~10,0000~~ 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額(2)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分（一括徴収分を含む）	8000
退職所得分	
延滞金	
合計額	8000

納期限

取りまとめ店　〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

（特別徴収義務者）

金額欄に¥は記入しないでください。

▽　納期限を過ぎた場合の延滞金について

納期限までにこの税金を納入しなかった場合は、地方税法の規定により納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年 7.3%)の割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した場合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した延滞金を納入しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。本税収納確認後、延滞金が発生していた場合は、延滞金の納入が必要となります。また、督促状発付後10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けることがあります。

▽　退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収の取扱いについて

退職所得に係る市民税・県民税の徴収は他の所得と区分して退職手当等が支払われる際、その支払者が市民税・県民税を徴収する現年分離課税となっています。

1　納 入 先

納入先は、退職金を受ける年の1月1日現在の住民登録地の市区町村です。

2　納入期限

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を徴収した月の翌月10日までに、納入書とともに金融機関等で納入してください。

3　納入方法

納入書の「退職所得分」の欄及び裏面の「納入申告書」の各欄の所要事項を記入し、納入してください。
なお、納入書が無い場合はお申し出ください。

4　特別徴収票

退職手当等の支払者は、退職所得に係る特別徴収票を2部作成し、退職後1か月以内に退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における各受給者の住民登録地の市区町村長に提出し、もう1部を受給者に交付することになっています。

▽退職所得の税額計算の方法について

＊退職所得に係る所得割額は、次のような計算式で求めることができます。
なお、退職手当等の収入金額から退職所得控除額（次表の「退職所得控除額早見表」）を控除して、退職所得の金額を出すまでは、所得税と同様の計算になります。

1　退職所得控除額早見表

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
2年以下	80万円	22年	940万円
3	120	23	1,010
4	160	24	1,080
5	200	25	1,150
6	240	26	1,220
7	280	27	1,290
8	320	28	1,360
9	360	29	1,430
10	400	30	1,500
11	440	31	1,570
12	480	32	1,640
13	520	33	1,710
14	560	34	1,780
15	600	35	1,850
16	640	36	1,920
17	680	37	1,990
18	720	38	2,060
19	760	39	2,130
20	800	40	2,200
21	870	41年以上	下記

※　41年以上……2,200万円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに70万円を加算した額。
※　障害による退職の場合は、上記の控除額に100万円を加算した額が退職所得控除額となります。

2　計算例（通常の場合）

就職年月日　平成５年４月 1日
退職年月日　令和６年６月25日
退職金の額　1,702万円
勤続年数　31年２ヶ月25日→32年
退職所得控除額　1,640万円

１年未満の端数がある時は、その端数は１年に切り上げます。

〔計算式１〕退職所得の金額＝（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×１／２
※算出額は、千円未満を切り捨てる。
（注）勤続年数５年以下の者に係る退職金については２分の１課税は適用しません。
※令和４年分以後の退職所得の課税について一部改正事項があります。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

（1,702万円－1,640万円）×１／２　＝　31万円

〔計算式２〕退職所得に係る所得割額＝（退職所得の金額×税率）
※算出額は、百円未満を切り捨てる。

〈退職所得に係る所得割額の求め方〉

	（退職所得の金額）		（税率）		（百円未満切捨）
市民税の所得割額	310,000円	×	６％	＝	18,600円
県民税の所得割額	310,000円	×	４％	＝	12,400円

3　そ　の　他

※「退職所得に対する市町村民税・都道府県民税の特別徴収税額早見表」が必要な場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。
※退職所得に係る市民税・県民税を納入するときは、源泉徴収票（写）又は、同様の個人内訳書を郵送してください。

退職者の給与支払報告書の提出義務について

地方税法第３１７条の６第３項に基づき、退職した年の翌年1月31日までに、金額に関わらず退職時の住民登録地の市区町村長に給与支払報告書を提出してください。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行･郵便局を利用される場合は、本市の金融機関として指定が必要となりますので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、当初納入される際にゆうちょ銀行・郵便局まで提出してください。
前年度に利用した指定ゆうちょ銀行・郵便局については、本年度も引き続き利用することができますので、再度提出する必要はありません。

キリトリ線

指　定　通　知　書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿長 様

桶川市長

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税取扱局に指定しましたので通知します。

１許可又は承認番号	貯業２第９０９号
１口　座　番　号	00140－8－960133
１加入者の名称	桶川市会計管理者
１取りまとめ局名	東京貯金事務センター

▽　eLTAX 又は光ディスク等による給与支払報告書の提出を行う場合の注意点について

平成 30 年度の税制改正により、令和 3 年 1 月 1 日以降に提出する給与支払報告書等について、前々年の国税に対する源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上の場合は、eLTAX 又は光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下「光ディスク等」）による提出が義務付けられました。
（関係法令　地方税法第 317 条の 6 第 5 項・所得税法第 228 条の 4 第 1 項）

① eLTAX による提出を行う場合

eLTAX の操作等の管理は桶川市では行っておりません。詳細については、次のＵＲＬからご確認ください。

○利用開始や具体的な利用方法に関する詳細、操作等について　：　eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）
○その他不明点等について　：　eLTAX ホームページ内の「よくある質問」（https://www.eltax.custhelp.com/）

② 光ディスク等による提出を行う場合

1　データの作成

データを作成する際には、「光ディスク等作成要領」を参照してください。詳細については、次の二次元コードからご確認ください。

2　提出時に必要なもの

(1)「光ディスク作成要領」に基づいて作成した光ディスク等（テストデータ）　※初回のみ
(2)「光ディスク作成要領」に基づいて作成した光ディスク等（本番データ）

市 HP　二次元コード

3　光ディスク等のレーベルへの記載事項

(1) 提出先市区町村名　(2) 事業所（提出者）名　(3) 事業所（提出者）所在地　(4) 当市の指定番号　(5) 提出件数　(6) 提出年月日

▽　小規模事業者の納期の特例について

給与の支払を受ける従業員が常時１０人未満である場合、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を特例の適用を受けようとする月の２０日までに提出し、市長の承認を受けることで、給与の支払の際に徴収した税額を年２回（１１月分、翌年５月分で徴収）に分けて納入することができる制度です。当該申請が承認された場合は毎年度特例が継続されますが、給与の支払を受ける従業員が１０人以上になった場合など、特例の承認を取り消す場合は「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

○納期の特例の申請をする場合　：　特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
○納期の特例の承認を取り消す場合　：　特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書